１．件　名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談」

２．日　時：令和３年９月１５日（水）１０時００分～１１時１０分

３．場　所：原子力規制庁　１０階会議室(TV 会議により実施)

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　核燃料施設審査部門

石井企画調査官、小澤安全管理調査官、古作企画調査官、野村主任安全審査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役　他２３名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー　他１名

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループマネージャー

５．自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※　令和３年９月７日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談の資料提出」

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	おはようございます。原子力規制庁の石井です。
0:00:06	それでは、これより、9 月 15 日のRFSの設工認申請に関する行政相談に係る面談を開始したいと思います。
0:00:21	年版に向けてすでにRFSから確認したい事項に関する資料を事前提出いただいておりまして、規制庁側でも確認しています。準じ資料のほうに、
0:00:36	提出いただいた確認事項に対して時正常か規制庁側から回答していきたいと思います。
0:00:45	規制庁側でもすでにいただいてる資料は確認をしているんですが、あれフェイスが何か追加したい事項等ありますか、あとすいませんその前にあれフェイスバーの本日の参加者について説明をお願いしたいと思います。
0:01:04	はい。たるフェイス東京事務所のですねと東京側からの参加者ですが、シライキャスクの設計製造部長他kA10 名です。この中にはウェブで参加しておるサエグサを含みます。
0:01:21	それから東京電力から二名、こちらの会場から参加していただいております糸島Managerとも 1 名です。それからWebの方で日本原電のタケノGMに参加をいただいております。
0:01:37	東京側は以上です。物がお願いします。
0:01:41	悪い点数というシライです。上がるベースで物のアカサカセンター機能の 11 名、合計 12 名の参加となっております。以上です。
0:01:54	規制庁の石井です。RFSがありがとうございました。規制庁側の参加者はイシイ、それからコサク、オザワノムラオザキAカミイシCアカイシタグチというふうになっておりますよろしくお願いします。
0:02:10	それでは事前にいただいた資料に対して、規制庁側から都会へ回答について説明それから確認事項について行っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。お客さんよろしいでしょうか。
0:02:26	はい。規制庁の滝です。いただいてる資料に沿っても順に回答していきたいと思います。
0:02:35	まず資料これAですかね、総論的なものが、
0:02:42	2 枚ものであって、資料がスポーツにCOTSを細分化したもので資料ABC
0:02:50	資料についても、学校行く時間について、回答していきたいと思います。まず資料を
0:03:00	Aの 2 ポツの（1）です。これについては、
0:03:07	よろしいわけで、まず回答としては第 1 回、前回、先月認可した

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:18	設備、電気設備と人の不法な侵入防止設備、あと、設置しないといった換気設備
0:03:27	これらについては本文なり添付書類については今回改めてもう隅の話なので、申請書に添付なりしていただく必要はありません。
0:03:38	これはもう自明かと思います。他方で、
0:03:43	今回
0:03:45	これら以外の設備はもう
0:03:48	一気にってかもあわせて全部出てくるっていうことですので、先ほど申し上げた第 1 回で認可した設備以外の設備に関連する本部なり添付設備添付書類については前回、第 1 回分割申請で申請されたものも含めて、
0:04:07	これ合わせて一応申請いただきたいと思ってますよって持ってここに例示で出されているQMSについても、これ今回の関連設備に対象設備に関連してくる資料ですので、これらも含めたものを意識しつついただきたいと思います。
0:04:26	まず、(1)については以上です。よろしいでしょうか。
0:04:36	われるスムーズのスギヤマですというと回答ありがとうございます。今江藤敬説明いただいたのは、関係第 2 回に分割し、分割第 2 回申請で出す設備に関してはすべて出してください。それから、それに関連するような今回の添付書類に関して、
0:04:56	QMSの説明書ですけれども、これに関しても系統間関連する可能性が関連するので、多数、
0:05:04	同様にするということでよろしいでしょうか。はい、その通りです。
0:05:10	アカサカですけど。
0:05:12	確認させてください。そうするとですね、同じ第 1 回と同じ文章がですね残ってしまってですね審査の合理化とかですね、そこら辺の観点から、どんな記載がよろしいかというのはその次の話ですかね。そうですよね。やはり、はい。
0:05:29	一応全部書くということですか、それで一応同じようにということで、はい。
0:05:36	第 1 回と同じとかじゃなくて、
0:05:38	ン等は規制庁の古作ですけど、アカサカさんに聞きたいことは確認ですけど、それ(2)の話。
0:05:47	ぜひ聞きません。
0:05:51	頑張って、
0:05:54	たり粉末のスギヤマですし、(1)の話では、第 2 回申請で関連するようなものをすべては添付するようにということでよろしいですか。はい、その認識です。
0:06:07	次、
0:06:08	はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:11	はい、わかりました。関連するもの、系統内解任開始前にかけてもいいと添付するということで加力用意したいと思います。
0:06:21	はい。
0:06:22	続いて資料への格好にですが、これ、
0:06:28	別紙の事例としては別紙 1－2 とか 1－2。
0:06:34	1－1－2 で事例を挙げていただいてるんですが、これ書き方の話の質問かと認識してますんで、書き方についてはですね、もう事例やべきいただいてるように、
0:06:50	分割第 1 回形成同じ等を記載していただくっていうのはこれはポンプがいいんですが、そこで終わることなくですね、前回申請とも同じ内容であっても、書き下して欲しいと思ってます。その理由は、
0:07:06	これで終わられると、本当にちゃんと 1 回国と同じなのかという確認はまた第 1 回申請書類しにいかないといけないので、そこはその審査の効率化の観点からもちょっと省きたいと思ってますので、1 回同じ内容であっても、その第 1 回申請に同じという
0:07:26	形で、括弧していただいた上でその内容を書き下していただきたいと思います。
0:07:32	その際に、
0:07:35	第 1 回申請から今回の申請にあたって、変更なり追加とかする内容があればですね、その内容に下線を引いたりとかですね。段落を開けて、ここは大会と同じだけど、ここは違うという明確にしてもらうか、
0:07:51	そういうんとこが第 1 回と違うのかっていうのをはっきりさせるような記載をちょっと工夫した形で整理いただきたいと思っていますというのが、計画の回答です。よろしいでしょうか。
0:08:10	はい。Rmスギヤマです。今おっしゃってる内容としましては、
0:08:17	別紙 1－1 の例で出してますけども、所に関してはすべて分割第 1 回申請に同じというふうな書き方ではなくて、すべて第 1 回申請で書いたものと同じものを書くと、
0:08:35	追加になるようなところは下線を引いて別途追加になっていることが明確になるようないつ法人方向にするということでよろしいですか。そうです。はい。ちょっと誤解があっちゃいけないんで大体申請の待合っていうの（ア）これは別にあったほうがわかりやすいと思ういと思いますので、それだけで終わっ
0:08:55	何も書かないんじゃなくて第 1 回申請同じって書いた上で、その内容もちゃんと書いてくださいっていう趣旨なのでよろしくお願いします。
0:09:06	あとさですけど。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:08	説明資料はそのような形をつくろうかと思っていたんです。はい。
0:09:12	泥質附属説明資料側でそのような形でしっかり見ていただければなと思ったんですけど、その
0:09:22	申請書においては、第 1 回申請に同じぐらいで撮影できるのかなと思ったのは違うということですね。そうですねあくまでその補足説明資料を用いて庁とは違う切り離されているのでその申請書でちゃんと形をとっていただきたいと。
0:09:41	しなみですよ、この分割対価申請に同じっていうのは、
0:09:46	書くんですけど、どこら辺に関して必要なわけですか。
0:09:52	う一んとそこを
0:09:55	わかりやすいところでことになる粉末ですとかですとか、そこはあまり決まりはないのでわかり易い状況でいただければ。
0:10:07	はい、わかりました。
0:10:09	規制庁だけがちょっとこれと関連してイトウ。
0:10:17	ちょっと飛ぶんですが、資料美
0:10:22	同じような質問があったのであわせて改定したいと思ってますっていう話で、資料は資料の 2 ポツか。
0:10:33	2 ポツで、これも
0:10:38	基本設計方針の各方をどういうふうにすればいいんですかね、質問したと認識していまして、1 枚もののデータにポツに該当するところですが、これもさっきとおんなじ話で、
0:10:54	もう
0:10:57	変更前後表見ると単にその変更前に同じとか変更なしとかってそれでもう終わってって言ったらそれで内容はいるんですけど、そうではなくって、先ほど申し上げた括弧 2 で申し上げたみたいに、
0:11:13	変更前に同じとかその変更なしだからそれでいいんですけど、その内容もちゃんと記載をしていただければと思います。その上で、ここはおんなじっていうことであれば、例えば事例出てるような臨界防止であれば、
0:11:31	共通の基本設計方針ちゃんと内容書いていただいた上で個別の貯蔵施設本体の内容は 4 社の共通の 4 方針を参照するとか、そういう書き方はいいと思うんですけど。
0:11:45	何もない中で、それをやられると何を見ていいのかわからなくなるので、ちゃんと内容としては、今申し上げたように、内容変更前に同じであってもちゃんと出していただきたいと思いますというのが、2 ポツの回答です。
0:12:04	よろしいでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	RFPちゅう東京フルヤです。今の件でちょっと質問なんですけれども、サラサラ急なんですが、変更前については、なんちゃらに同じ日だけではなくって良いよう素もわかるように、これで判断できるようにっていうのは理解しました。
0:12:22	それに対してその変更後、これは何の変更前と比べて変更なかったら変更なしだけでいいということですよね。そうですね。それはどこかに根拠があれば、その変更なしでわかるんで。はい、それで結構
0:12:36	了解しました。
0:12:38	規制庁補足でちょっと心配なので補足しますけど、変更後の話とか、そのあたりどう変えていくかは(3)のほうで葬祭また話あると思うので、それでいいんですけど、あそこで話をするということなんですけど。
0:12:55	変更前のところの書き方として引用ごとはっきりしてっていうのは、ちょっと書き方を間違えないでいただきたいんですけど。
0:13:06	資料 2 で変更前で書いてあるように、第何杯申請との何とかでとかっていうのは本文としては書く必要がないと思ってます。
0:13:18	通常の変更前後表っていうと、単純に変更前のものを書き下していくだけということなので、基本はそうしていただきつつ、
0:13:30	どうしてかっていうところだと思っていて、それを通して結果っていうのがまた(3)のほうの回答でもうちょっと詳しくお話ししたいと思いますけど、基本は各出すということだっていう理解で
0:13:43	でいただければと思いますけれども、よろしいですか。
0:13:46	はい、はい。RFP東京フルヤです。基本的には書き下しとそれを見て容易に判断できるようにっていう考え方は了解しました。
0:13:58	続いて(3)番。
0:14:01	(3)番ってなったの資料に戻って、2 ポツの(3)番、基本設計方針の変更前後表の書き方をつくればいいかと思います。
0:14:15	これについては、今資料A－1 でふたパターン示していただいて、年表 3 年、こちらがいいですかねという質問をいただいてます。
0:14:27	我々としては見やすさの観点からいうと、2 年以上を先行したいというふうに伝票で整理いただきたいと思ってますので、他方でちょっと何か考えまし点としてはこれ今減の、結構認定とも整合した形で、
0:14:47	整理をしていこうということで、
0:14:49	現年とも体裁フォーマットについて統制を調整なり検討いただいてですね、ちょっと 2 弁票の形の検討いただきたいと思ってます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:01	具体的には 2 伝票で確保がここで言うとポツの話になるんですが、aポツでどういう書き方になるかというと多分蓋パターンなのかなと思ってまして、一つ目としては、
0:15:16	変更前の左っ側に従前の平成 22 年の認可申請の内容をまず
0:15:25	はい。ただ、
0:15:26	で、変更後の右側には前回今年の 2 月でしたっけ、2 月に申請していただいた内容と今回第 2 回目指そうとしてる内容を記載をすると、その上で、前回と今回の前回っていうのは今年の 2 月に申請したもの。
0:15:46	前回今回これから申請しようとしてるものの区別をヵ店引くなどして整理をいただきたいというのがパターン 1、
0:15:57	で、パターン 2 としては、
0:15:59	変更前に、平成 22 年の認可申請内容かというところは同じなんですけど、その上で、えっとパターン 2 は前回今年の 2 月に申請した内容も左っ側に入れ込むと。
0:16:15	右っ側には、今回これから出そうとしてる内容も変更なり追加で変わったところ、抜き出してもらうという書き方多分この 2 パターンのどちらかなと思います。その際はパターンの場合はもう平成 22 年と今年の 2 月の
0:16:35	区分が明確になるように河成なり何か明確にしていただきたいと思ってます。
0:16:42	このイトウっていうのは、あれ実は 2 回で分割をあるんですけど、減のほうはかなり回数が増えて、
0:16:52	河成が増えると見にくくなっちゃうっていうわかりにくくなるってことなので一度このあたりについて原燃とも調整をして整理いただきたいと思ってますというのが、この拡散を
0:17:05	ポツ(3)を回答です。
0:17:08	なのでちょっとここまだ我々から明示的にこうだっていう欠点は示せないんですが、フォーマットのアウトプットしらに伝票正しいそのものに年表の左右に何を入れ込むかというのが原因と整理をしていただいて、
0:17:24	また改めて方針を聞かせていただきたいと思います。
0:17:28	よろしいでしょうか。
0:17:33	はい。ベースマットスギヤマです。今のおっしゃったに年表を出すということで、それから原燃さんと調整をしている伝票の対応に各変更前後のところの書き方のことを整理して当後日説明すると。
0:17:49	いうことで了承いたしました、調整したいと思います。
0:17:55	今、高津ですけど。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:57	ちょっと私は理解できなくて、パターン 2 ですね、それは何点かと思っています。
0:18:04	規制庁コサクです。ちょっと今のパターンのそれぞれの考え方を説明します。
0:18:09	一つ目は、
0:18:14	今回の第 1 回第 2 回で分けて申請されてますけど、基本的には閉講申請であって、
0:18:25	その変更申請が全体でどうなるのかというのを示そうという思想なのが一つ目のパターン。
0:18:33	一方で、規則では変更申請について分割っていうのを規定してなくて、あくまで分割申請の体系作ってるのは第 1 項申請ですね。
0:18:45	そうすると、変更については都度変更しているという事でしかないんだろうと。
0:18:51	思うと、第 2 回の申請っていうのは、第 1 回の申請分ももうすでに認可されているということになって、それを前提にした、さらなる変更と
0:19:04	いうことなので、であれば、第 1 回分は変更前側に
0:19:10	書くのだろうと。
0:19:12	いうことでさらに第 2 回での変更内容というのを明確に
0:19:19	左側の時の右側の変更の欄だけでこの部分はもう第 2 回申請事項だと。
0:19:28	いうことになる。
0:19:30	いうことです。一方で、そうは言っても、変更の全体像がわかりにくいじゃないかと。
0:19:38	いうようなことがあるので、今のパターン 1 する方にしろ、第 1 回がどういう変更があったのかっていうのは明確にしていただくと。
0:19:49	いうことでお話をしたというところです。それを踏まえて、確認したことがあればどうぞ。
0:19:57	アカサカですけど、今、全社でいうと、申請書のほう手紙に
0:20:03	なんたらかんたらの変更認可申請をするって書くんですけど、また 2 だと、平成 20 年度に書かれていると、8 月認可されたやつを、変更認可するって二つ書かなきゃいけないし、
0:20:22	規制庁改めてですけど、これは単なる第 2 項申請
0:20:36	どちらにしても、そこは悩まなきゃいけないと思うんですよ。そのパターン 1 だろうが何だろう。
0:20:43	ヨコタさんあたりについてしか考えてないので、
0:20:46	なんでなんていうか、いやそれは悩んでください。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:49	平賀含めて言動悩んでいただいて、ページ整理の考え方を示していただきたいと思います。もう一つは、第 2 項申請で分割が規定されてないのに、今回やろうとしてるところのポイントだと思いますので、
0:21:07	もう一つ困ってしまうのが、
0:21:09	第 1 回分割変更申請×止まるとそれ工事はできなくなっちゃうし、
0:21:16	規制庁コサクですけどそれはできなくはならないんですよ。
0:21:21	認可された意図は変更申請したとか、認可されないとまたできないんじゃないかと私は思います。規制庁コサクですけどそんなこと言ったら従来の締結工事であって、KK決途中で内容を変更する事態といって、
0:21:36	申請してることありますよね。
0:21:39	でもそれもそれについて、
0:21:42	工事を全部止めるわけじゃないですよね。
0:21:45	多分活動等に工事をやってるんじゃないかと思いますけど。
0:21:48	矢部ですけど、その分割の変更申請だってあるじゃないですか。
0:21:52	ですけど、それを全部とめているんですか。皆さん。
0:21:57	その変更部分を止めるんだと思いますけどね私は、
0:22:00	だから、規制庁コサクですけど変更部分を止めるんであって変更しない部分を進めるんですね。
0:22:07	だから、今回第 1 回変更にあたってするって言ったら変構文止めちゃうので、前回の日記設備について工事を止まっちゃうんですよね。規制庁コサクですけど電気工学について変更するなんて誰もいけないんじゃないです。
0:22:20	変更するなど止めてくれればいいんですけど。
0:22:25	ちゃんと今何が変更なのかっていうのを意識して形式論ではなく、ちゃんと内容的に変更するとこがどうかっていうのを整理をして、事業者でしっかりと判断をして対応するという事でしかないんじゃないですか。
0:22:39	そういう意味でさっき言ったの電気設備だけに生かされてるのでというところで、それは認可済みだということで工事は進んでいっていう考えですかね。
0:22:48	規制庁の古作です。第 2 回申請のときにどういう変更するかによりますけど、
0:22:55	第 1 回申請の認可にあたっては第 2 回でその部分の変更があったと思ってないんで。
0:23:02	それをその件で第 2 回が指示されている場合には何もその
0:23:08	そこは要因にはならないと思いますけど。
0:23:13	またちょっと議論しなきゃいけないかもしれませんけど、その第 1 回申請。
0:23:19	どうぞ。
0:23:20	その表部分ですね、アカサカつもりでいるので、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:24	規制庁コサクですけど、ついでに申し上げると、／センター長は書かないと無理と言われてますけど、資料を別紙 1－1 は、
0:23:34	変更前で第 1 回申請の内容を書くと言われているんですよ。
0:23:39	これセンター長の考えとそごがあるような気がしますけど。
0:23:43	どういう趣旨で言われてるんですか。
0:23:46	そこで何かちょっと変なんです。
0:23:49	すべて
0:23:51	規制庁 5 ヶ月っていうのはセンター長としては 1－1 はあり得なくて、1－2 違うパターンだろうと思っていたんだけど、議論として全体議論できるように資料を作ったっていうことですか。
0:24:09	議論ようにですね、いろいろこちらでも悩んでいるのでないことをですね、率直に機構という会議だと思ってますので、そこでいろいろ聞きたいなと思って作ってます。
0:24:19	はい、規制庁の古作ですわかりましたその意味では先ほど言ったようなものを我々もそれぞれに一長一短あるなと思っていて、また、実質でいうと
0:24:34	第 2 回っていうのは変更事項はっきりさせると。
0:24:39	いうのが
0:24:41	当然ながらやらなきゃいけないこと。
0:24:45	いうことで、第 1 回の部分をどう表すかは、一長一短なので、それは原燃での
0:24:55	2 回だけじゃなくて、何段階にもなるという事だったり、今回あれ別でも火災防護とか幾つかのところで、第 1 回で変更した部分にさらに変更加えるという変更とか追加をすると。
0:25:10	いうような対応があるということになって、それをどういう位置付けにするかということなんだと思いますので、
0:25:21	変更申請なので変更という形にはなりますけど、その部分は変更するというよりは追加をするということだと思っていて、それはこの第 1 回で足りなかったとか、間違ってたとかっていうことではなくて、
0:25:39	分割の思想のもとに、第 1 回の申請対象においては必要もなかったところで、下に書いで必要だから第 2 回で申請するんですということだと思っていますので、その点では
0:25:54	よほどアカサカセンター長が心配されたような第 1 階部分での変更という意味ではなくて、トータルとしては第 1 回として必要な事項を申請されたという理解で

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:08	いくんだろうと思ってます。その趣旨がちゃんと伝わるようにということ等であればよって、先ほどパターン 1 もにもその趣旨は伝わるだろうと、こちらとしては思っています。
0:26:22	なので事業者側で痙攣も合わせてですね、相談いただいて、どういうふうに表現するのが利用者側としてやりやすいかというようなことをお話しいただければと思っています。
0:26:37	アカサカです。なんかでやられてるっていうのはですね我々変更してないっていう、そういう点ではですね、おっしゃる通りだと思っていて、
0:26:45	じゃあ、日本原燃さんと相談して答えるのかなということですね、ちょっとやってですね、我々は大事だとすぐできるなと思ってます。
0:26:56	パターン 2 が我々も出てこないんでは堆積ですからいいわないんですね。
0:27:03	規制庁コサクですけど、現に相談するときにはこちらからパターンの位置に言われたと。
0:27:11	で一長一短あると。
0:27:14	言われていると。
0:27:16	なんだけどあれとしてはこう思うと、
0:27:20	原燃ではどういう運用できますかとあわせてできますかっていうようなふうに相談いただければと思います。別途私からも原燃のほうには第 2 回申請に向けてどう考えるんだと伝えて、
0:27:35	おきますけれども、事業者間での相談をそちらでやっていただければというふうに
0:27:40	また一応強く推奨してくださいという姿勢ですけど、私からはニュートラルにしますので、事業者でしっかりと調整をお願いします。
0:27:50	やっています。ありがとうございます。
0:27:53	うん。
0:27:55	すみません、規制庁ものだけじゃ、先に進みます。資料への、2 ポツの（4）。
0:28:03	高齢は目次の記載方法と、別紙になったと思いますが、
0:28:16	これ、まずですね、
0:28:20	ここでイトウして認可済みっていう言葉を使われているんですが認可するのはあくまで行政庁テーマ事業者主体の申請書になりますから、認可済みっていう言葉よりはですねまず第 1 回申請分っていうか、
0:28:35	そういう言葉に、まずはあの北海いただいたほうがいいかなと思っています。
0:28:41	で、その上でいくつか認可済みってとらずらずらっと書かれてるんですけど、第 1 回、前回 8 月認可したものはあくまで

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	設備の該当がないっていうその換気設備等不法侵入防止と電気設備、これら三つが認可済みっていう位置付けになってます。
0:29:06	それ以外のものいいのは、
0:29:10	それ以外のここの別紙 2 でいうと臨界防止と閉じ込めとか、いろいろ変更なしって書かれた部分なんですけど、これらについては、今後今後っていうか、今回、申請書で出してもらう内容の
0:29:25	基本設計方針のまず変更はありませんねっていう確認した上で、その個別の対象設備の要目表が共通の基本設計方針にちゃんと沿ってますねというところをさらにその添付書類なり個別の設備の
0:29:44	個別項目ですか、ここに書かれている個別項目の基本方針なり要目表もちゃんと共通の基本方針に沿っているっていうことを確認してから 2 添付書類も、それに整合しているということで確認できて初めて認可済みということになるんで。
0:30:00	今時点で先ほど申し上げた換気法人乳房し、電気設備以外に官邸に行かずに書かれているのは不適切と考えています。
0:30:12	先ほど冒頭の
0:30:15	(1)で今回のその対象設備に関係するものはすべからく出してください申請してくださいということを説明したので、それに沿ってですね、今認可済みて書かれているところで申し上げた関係と不法侵入と電気設備以外のところは単純にもうページ数を
0:30:35	もう記載いただければいいかなと思ってそれはその基本設計方針だけじゃなくて
0:30:42	添付書類に関しても同じ考えですので、その方針で目次は整理いただきたいと思います。
0:30:49	よろしいでしょうか。
0:30:53	はい、データーベースむつスギヤマれず、
0:30:58	或いは 3 に認可済みとされているところに関しては、第 1 回申請分、或いは前回申請というような書きぶりに変えたいというふうには思っております。それから関連するような設備例えば系と臨界防止のところはどう。
0:31:14	検討しないのではなくて、
0:31:18	前に話があったように関連する内容ということで、そのものをつけると。
0:31:24	いう形にしたいというふうには思ってますんでページ番号港に入れていくということでここに添付をつけていくということで、
0:31:33	御意見だと思いますけどそれでよろしいでしょうか。はい、その理解です。はい、整理をしていただければと思います。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:46	特になければ、
0:31:48	次の 2 ポツカッコについても、回答したいと思います。手帳だけよろしいでしょうかで
0:31:56	2 ぽつ(5)について、これ別紙 3 から 5 でこういった検討資料の強化するけど、浸透してもいいですよねっていう質問ですか、これはまさに対象設備事象ですとか添付書類と小型に該当するとか、必要な添付書類の図面、
0:32:16	いう話になってこれは審査に
0:32:19	必要な書類ですので、添付していいですかというよりは添付してくださいっていう話になります。ただし今ここの辺の記載で認可済みかどうかっていうのは、先ほど回答しましたような整理になりますので、そこの考え方は先ほどの
0:32:37	考え方に沿っていただければと思います。
0:32:40	よろしいでしょうか。
0:32:44	はい。RMSむつのスギヤマです。添付することということで関連するもの、資料ということで添付することとしたいと思います。ただし、先ほどのお話でありますけども、例えば分割第 1 回申請が同じというような
0:32:59	言葉を貼り付けて特別をしたい。
0:33:02	円弧形にしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、それでよろしくお願いします。はい。
0:33:10	はい、ありがとうございます。
0:33:12	1 は続いて、今いただいてる資料も、2 ポツは先ほど回答済みましたので 3 ポツのところについたと思います。事例の資料としては、
0:33:24	資料した志賀 1 枚ものだったと思いますが、1 枚ものでもらってます。
0:33:30	燃料被覆管の位置付け、これ許可にも技術基準に関係ないんで要らないんじゃないんですかって言うんですが、改めてちょっと機能ですね、方乾式貯蔵の今年 1 月に出てきた申請書を見ましたと。
0:33:49	で、結論から言うと、伊方のほうに燃料被覆管関係する内容が記載されていたので、それに沿った内容をちゃんと申請書には、
0:34:01	起債なり準備いただきたいと思ってますというのが回答です。具体的に何が書いてあるのかというところは、まずそこは整合の説明書のところで燃料被覆管が関係してくるRFSっていうと、
0:34:17	材料構造の経年変化のところだと除熱のところがまず伊方にはとか整合の観点からは 4 年表だったら 4.9 とかで期待されています。
0:34:32	それに対応した添付資料として
0:34:38	使用済み燃料乾式貯蔵の部材の長期健全性 9 添付資料がついてその中に燃料被覆管についても説明がされてます。あわせて、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:53	使用済み燃料貯蔵容器の冷却能力に関する説明書でこれあれっていうと、除熱に該当する説明書になると思います。これも添付されてその除熱の中で燃料被覆管の健全性についても説明がされています。
0:35:11	こういうようなそのたてつけになってますので今一度伊方の 1 月 8 日金の申請書、ちょっと見ていただいて、必要な内容を整理した上で申請いただきたいと思いますので、
0:35:27	あとは今回
0:35:31	括弧平成 22 年のときのその申請書の参考資料としていただくっていうこともありましたので、その辺りのその過去の経緯からちょっと若干追加したいとしていただきたい内容についてちょっとこちらのタグチの方から補足させていただきます。
0:35:49	規制庁の田口です。
0:35:51	平成 22 年の経緯をお話しするんですけど。
0:35:57	まず貯蔵事業手が
0:36:01	健全な燃料を入れるっていう前提になっております。
0:36:07	定義の中にあります。
0:36:10	22 年の許可のについては、
0:36:16	燃料の長期健全性
0:36:18	ということで、
0:36:21	20 審査安全委員会のその説明の中で、そのSs
0:36:27	による地震力においても、燃料被覆管は建設っていう説明してます。
0:36:35	何て
0:36:36	きやすいということなんですけど、年度、
0:36:41	収納した希ガスと呼んでこういった
0:36:46	健全性の中に出てきます。
0:36:49	だろう。
0:36:51	えっと設工認についても、
0:36:53	自然重要ですから、
0:36:57	そしたらづらいのちょっと健全性の中に、
0:37:03	整数での
0:37:05	地震力で大丈夫だという参考資料です。
0:37:11	いうのがまず 1 点です。
0:37:14	もう 1 点はですね全然関係ないんですけど。
0:37:19	実用同定は炉心を
0:37:23	入ってるんで、燃料の

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:25	燃料被覆管健全性を求めます求めてますので、これは
0:37:31	許可設工認の本文、
0:37:35	資料、
0:37:37	になったからっていうので。
0:37:40	今回の
0:37:43	RFSの
0:37:47	被覆管の健全性についても、
0:37:49	そのSSが働いたときに基本的安全機能を確保するという意味でばっか申請書に出て、
0:37:57	いただきたい。
0:37:59	／手話の長期健全性
0:38:02	補足強度というものですし、
0:38:04	持ち込めでもいいですし、
0:38:08	地震、
0:38:10	ところでもかと思いますけど。
0:38:14	新最初の
0:38:15	添付に入れていただきたいっていうのがちょっと私から。
0:38:21	補足説明です。以上です。
0:38:27	はい、RFS東京フルヤですね棟すみません、平成 22 年までさかのぼって丁寧なご説明了解し、ありがとうございました。と実用炉実用炉の被覆管の原子力安全の考え方、これ時ちょうど事業でも同じなので、
0:38:44	その辺私どもちょっと勉強不足でしたカラーそういった点では添付のほうに反映するようなことをちょっと考えたいと思います。あとですね、初めにあったのカッター書いてなかったという話なんですが我々ただ資料見るだけではなくて、
0:39:00	伊方のご担当にもうお伺いしたんですけども、そういう記載してないという話だったんですが、これは改めて我々の目で確認をしっかりしたいと思います。ありがとうございました。
0:39:15	はい。
0:39:18	すみません、規制庁ものだって、じゃあ、今認定 3 ポツ終わったので、次、4 ポツの安全イトウ。
0:39:28	結局 3 を自己評価のとこになると思いますが、
0:39:33	これは被災しない方針であるか、よいかということで、欧米
0:39:42	前回っていうか

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:45	前回、今回、先月認可した資料ですと、許可整合説明書のところに関連する14 条の内容も許可整合の観点から、きちんと添付添付じゃないや記載してもらっているので、その方針をそのまま第 1 回も。
0:40:05	踏襲して 14 条については許可整合の観点から、
0:40:11	一つは生後説明書に記載いただきたいと思ってますっていうのが、ここの 4 ポツの回答です。
0:40:17	基本だから前回通りやってくださいということなんですが、よろしいでしょうか。
0:40:23	はい。
0:40:25	はい。RFSむつ千葉です。出資は承知しましたので今お示ししている資料のBのほうにOd－18 ページ以降に今参考として、
0:40:41	火線形の資料をイメージをつけさせていただいておりますが、
0:40:48	形がこの通り、設工認のが右から 3 行目の網から 3 列目の部分。
0:40:56	の内歳以上言いぶりについても、
0:41:00	概ねそのような形というふうに理解すればよろしいでしょうか。多分今サンコア規制庁の野崎ですが、今、参考につけていただいてるやつだと、右側が 3 列目は
0:41:14	基本設計方針の中で石膏の街灯が何もここには出てきてないので、これだと、これをつけてもらって書いてもらう意味はないと思っていますので、
0:41:25	前回、第 1 回申請のときにはとか整合を石膏 2 の観点から書いてもらってそこに該当するような形で何か点線がここにみたいな形で
0:41:40	安全評価のところをリンクするようなところを書いてもらってるんで、あくまでその設計工認申請の内容と関連するところ。
0:41:50	会期いただきたいというと単純に添付の 8 をほぼこうバーッと張りつけられてみ参列南側もなかったら、その許可成功で観点する意味もないので、そこは前回通り整理いただければと思います。
0:42:08	はい。RSの千葉です。これまでの議論してきたの基本設計方針の書き方の趣旨と同じようなことだと思いますので、その方向で資料作成したいと思います。以上です。
0:42:24	お願いします。
0:42:26	最後交通規制庁だけをポツ容器承認の更新確認について、ここで、
0:42:35	工事上の留意事項に記載しているか、この方針秒以下で方針としてはそれで結構です。
0:42:43	ただ、資料に、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:48	資料委員を見ると、あんまり具体的な内容が書かれてなくて規定に定めるっちゅうことなんですが、それはそれでいいんですがあとで工事上の留意事項に書いていただくっていうことはあくまで今後、今後、設計及び工事で
0:43:07	誰が容器承認格子の中で誰が何をちゃんとすべきなのかっていうのを明記していただく趣旨から、ここに書いていただくので、容器承認するにあたっては、親会社の電力会社も
0:43:22	ステークホルダーに入っていますと、よってもってRFSとして翌朝に講師になったり、こういうことをしなければなりませんと電力会社はあるFがやったことに基づいて、その情報をとって、しっかりそのように公衆やります。
0:43:39	今誰が何をやるっていうのをしっかり明記いただく必要があるかなと思ってます方針としては、ここでいいので、その辺りを明確になるような記載をしていただければと思いますというのか、乙の改正です。よろしいでしょうか。
0:43:57	ハイパーPFS東京フルヤです。投資的な通り工場の留意事項をもう少し明確に誰が何をやるのか、どういう責任を持っているのかっていうことを書き下したいと思います。以上です。
0:44:10	はい。
0:44:11	やってますんで、一通り私のほうから回答を申し上げて今した内容で整理いただければと思ってますんで。
0:44:24	どう、若干今いただいてるその質問に対して、確認した事項、こちらからもあるので、その確認事項について、ちょっとこちら側からコメントさせていただきます。
0:44:40	イシイさん、いいですか。はい規制庁石井です。最初に幾つかあるんですけども最新 5 ポツにオザキの方で厚いあったポイントでお互い認識の確認位置のところで、資料E－4 ページのIEEEの記載では
0:44:58	また、から始まっていて、使用する期間の更新状態の確認保安規定に定める運用とするというふうに今例示で書いていただいてるんですけど、この文章を見る限り、単純にあるフェイス側では更新が行われていることを確認している。
0:45:14	確認するということを保安規定に定めるというふうに書いてあるようにしか読み取れないんですけど、今オザキが説明した通り、あるFSとして期間更新がきちんとさ期間更新が親会社電力っちゅうきちんと行われていないと最終的にRFSから運び出すときに、
0:45:34	問題が生じてあれフェイス側としても持ち出されないことで困ることがあると思うので、そこはオザキの指摘の通り、電力会社ともよく相談をして電力会社が容器承認を更新するに当たってちゃんとできるように、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:51	ていうふうにお互いどういう情報を共有してあと記録してございまして、電力に渡すのかっていうふうなことを
0:46:01	やってもらうっていうことが必要かなと思ってたんですが、まず、すいません確認事項というか指摘になってしまったんですが、確認事項として最初そこに書こうとしていた更新状態の確認保安規程に運用する定め運用するっていうのはあれですがの意図は最初に、どういうことを考えたんですよ。
0:46:22	東京事務所の資材でございます。
0:46:25	会社の文献でございますけれども今おっしゃった通りですね輸送容器の容器承認の更新、これ 5 年ごとに行われることになると思いますけど、それについてですね電力会社が行うているということをその期間が次にお待たせ
0:46:45	確認なんつうタイミングまでの期間ちゃんとされているということを確認する、もちろん電力会社からは往診含めてそういう情報を事前にもらうんですけれども、我々としても保安規定に定めてですね、ちゃんとそれが更新されていると、電力会社がその通りされているということを確認。
0:47:05	ずっとということを考えております。
0:47:09	ただそれだけで駄目だっていうことなんでしょうか。基本的に先ほど言った通りこれやらなくちゃいけない行為っていうのは、おっしゃる通り、法律に定まって電力会社が預金の更新作業をはやるんですけど、ちゃんとされてることは我々は保安規定の中で、
0:47:26	電力からその情報をいただいて行うんで表現としてはこの程度表現でいいのかなと思っていこういう提案をさせていただいてるんですけれども、以上でございます。
0:47:37	規制庁らしいですけど、保安規定の中で今おっしゃったことしかやりませんっていうふうに定めてしまうと、最終的に、容器承認をするにあたってはその容器の更新に係る健全のことだとかいろいろ記録を
0:47:52	取る必要があってそれを証明する必要があると思うので、電力会社が承認を行う上でどういう記録が必要になって、それがちゃんと更新されてるっていうことがわかるっていうことがないと多分容器承認ってできないんじゃないか。多分とかよく処理ができないということになってしまうので、
0:48:09	そこをきちんと電力会社ともどういう情報が必要で、そこをちゃんと共有できるように、RFSとしても考えているというのを定めるべきというふうに考えているのが、
0:48:21	先ほどオザキからの指摘だったと思うんですけども、そこは理解していただいたということでもよろしいんでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:29	はい、東京事務所の次第でございます。それについてはですね翌週の進行については他の輸送容器皆さんそうだと思いますけど、定期自主検査、記録そうですね。それと最新の設計承認の状況、
0:48:47	そういう状況も踏まえてですね、確認して行うというふうなことで理解しております。
0:48:54	したがいまして、それが電力会社が行う行為となるなるわけですので、そこをちゃんと行っているというだけではなくてそこの中身のところまで、輸送容器のそういう法律に基づいた確認行為の中身までは我々の事業所がなくちゃ。
0:49:14	はい、そういうような趣旨でしょうか。ちょっとそこが理解できないんですけど。
0:49:19	成長がイシイですけども、容器承認自身の声は、今はシライさんおっしゃった通り電力会社がやることで間違いありません。一方で、その電力会社が行う上で容器承認に必要ないろんな情報っていうのは、電力会社が例えばあれベースのほうにいっきて自分たちで取ってやるのか、それともRFSとしてその容器
0:49:39	きちんとできるように電力会社に情報提供するような形を電力会社ときちんと相談をして決めておくのかというポイントで、おそらくきちんとそこのよく承認ができない等RSとしても最終的に持ち出させなくなるというリスクが
0:49:56	ないようにしておかないといけないと思うので、そこがあれフェイスとしてもきちんと対応しますというのをきちんと保安規定に定めるべきなんじゃないかというふうにこちらを考えています。
0:50:06	いかがでしょうか。
0:50:08	荒れるシライでございます。もちろん要求は当社のほうにあるフェーズ 25 あるものを電力会社が確認をしていくことになると、もちろん結果として多分我々が
0:50:23	委託なんか受けてですね、その検査を行ってその検査を提供して電力会社が確認をして、定期自主検査と記録として既卒者さんの方に提出してよく商品を更新していくことになると思います。
0:50:40	ですですけれどもあくまでも法律的な立場上の責任者は電力でございますので、それはそういう委託立場委託を受ける動向っていうのはまだはっきりやる必要があれですけれども基本多分そうなると思いますけど。
0:50:56	そういうところも何かこういうところに記載するっていうのはすごく違和感があるんですけれども、
0:51:05	規制庁、古作です。
0:51:07	先ほどからすごい心配なんですけど。
0:51:10	平気自主検査って何ですか。
0:51:15	結構精度でそんなもの私知らないんですけど。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:22	はい、容器承認設計書の輸送容器の設計承認の中にですね、定期自主検査という項目、1 年に 1 回行う検査というのを規定しておりまして、
0:51:39	今の定例的に容器承認を更新させていただくときにですね、その記録を提出させていただいて守ってるともちろん最新の法律の状況ですねそういう状況等の確認をしながら、最終的な記録をもって、
0:51:57	よく承認を更新していただいてるというふうに私は理解しておりますけど、違いますでしょうか。
0:52:05	規制庁コサクですけど、今後、
0:52:10	レジュメに持っていく容器についてもそうやるんですか。
0:52:14	従来の制度であれば、実施ケースありましたけど、
0:52:19	全般的に我々の確認行為に必要な検査、
0:52:26	確認行為については自主ではなくて、事業者が検査をするという義務を全体的にかけていってですね。
0:52:34	要望としても、再整理をしたはずなん。
0:52:37	ですよね。
0:52:39	さらにですけど、ちょっといいですか。
0:52:42	どうぞ。
0:52:44	輸送容器等貯蔵容器がですね、若干違っています。
0:52:50	我々、貯蔵容器としてですね管理することになります。
0:52:55	施設管理も熱もそういう意味で、地上ちょうど予期側だけを不祥と思っていますけど、それは本店定めてですね施設管理をするっていう班でですね、違いがどう変わるかというとですね。そっか武装はですね 30 負担がですね移送容器、オンリーのエントリーした機材になります。
0:53:13	そこを我々はどうやって、
0:53:16	磯田。
0:53:18	移送容器として維持されるかを、この分担で確認するという案で提案しています。
0:53:27	先ほど調べてる通りですね。ええと輸送容器側、
0:53:31	は、電力の責任になりますので
0:53:36	規制庁コサクです。それはわかっていてですね、
0:53:42	輸送関係の作業は、基本輸送容器土地の管理をする電力側、
0:53:51	てたベースの自主検査と呼ばずに事業者検査と呼んだとしても、PRA電力側も事業者検査でと言いたいこともわかりますが、一方で、
0:54:05	今言われたように

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:10	外側のものについては電力だけで内側のものはRFPRNA姿と土曜日としても管理をしているという関係の中、全部が電力がやるのか、或いはレベルが関与するのか。
0:54:26	どうするのかといったところを整理をして受け入れていただくということが大事であって、それがうやむやになって、いざ容器生じ得方針的になってコーダ止めるのでは責任を持って受け入れたことにはならないだろう。
0:54:44	いうことだと思いますので、受け入れるにあたって、どういう整理をしておくのかと。
0:54:50	そういう整理をして受け入れますっていうことが今回の設工認の工事の方法で明確にすべきことだろうというふうに思ってます。
0:54:58	で、それについてどこまで書くのかって言うのは、まだ次の段階であって、またそういう、どうするのかをもう実態をちゃんと整理をしていただいて御説明いただくっていうのが大事なんだと思います。
0:55:14	アカサカですけどまだ契約するので、そういう意味で言うと、不明確な点もあるんですけど、実態はですね我々全部やると思ってます。
0:55:22	こちらのものはすべて我々がやると思ってますのでそれを委託するような形でですね、やるんだろうなと思っています。一方ですね今記載があった通りですね 1 ポツの二つあってですね、受け入れる。
0:55:35	搬入するキャスク終わっているところで確認します。大光が保安規定に定めるということで更新時期についてはそう定めてます。
0:55:43	1 についてですね日でジャパンですね。
0:55:47	受け入れじゃあ
0:55:53	4 章にまとめていることを確認するんだろうなということを
0:55:58	物件検査なりですね潮間事業者検査にそこら辺を確認することだろうなと思ってます。
0:56:04	はい。今ですね。
0:56:07	×のこれぐらいかなと思ってますと、こんなところになってます規制庁コサクです。まだ契約しないっていうことて具体的にはなかなか明言できないっていうのはわかりましたけど、
0:56:19	少なくとも工事を
0:56:24	していく断面では契約をしなくてはいけなくて、
0:56:28	その時に明確にすべきことっていうのを認識して契約ちゃんと明確に所感を明確にしますということがやられるのが大事で、
0:56:40	それが工事の一環だと思うんですね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:43	現状だと承認を受けたものっていう事でしかなくて、更新するものであることの確証が何もないんですよ。
0:56:54	現状の記載ぶりだと、更新するのはそのときに確認しますとしか言ってなくて、
0:57:01	更新することを電力側と確実にするという行為を、
0:57:06	受け入れのタイミング工事のタイミングで明確にするという行為になってないんで。
0:57:12	その点で若干不安に感じる記載になっています。
0:57:17	なんかさっきは聞きたいのならいいんですけど、まずは実態として先ほど言ったようにどのタイミングでどう契約するとか、同和いいか、どのタイミングでその辺りを契約ではっきりさせるとかですね。
0:57:29	こういう需給とは実情をちゃんと整理をして説明いただくっていうことじゃないかなと思いますけど。
0:57:37	説明するのは幾らでもつくれると思ってるんですけど、あとはどこにごめんなさい設工認にどこまで書くかと思っています。今言ったような話だと少なくとも全力発送元の電力のが書かれてないのは、
0:57:52	足りないとですね。
0:57:56	中国が足りないというか、
0:58:00	規制庁コサクです。そうですね、仕事として電力って書くのはちょっとあれですけど、
0:58:08	そうですね。こちらの主体と、こういうようなところで、K契約を結ぶっていう表現もおかしいと思いますが、
0:58:18	ページをして受け入れるとかですね。
0:58:23	何らか責任分担っていうところを整理をすることがわかるようにしたほうがいいと思います。
0:58:30	何か 1 回では納得してもらえばそうなので補正で考えて規制庁の古作です。そうなるだろうなと思いますので、事前相談の中で、こういうような会議をするものでどういうふうにどこまで書くべきかみたいなことは相談されてもいいと思いますけど。
0:58:46	申請以降のヒアリングで状況をさらに具体的に説明いただいて補正というものでもおかしくはないと思います。クドウ積めるかは、RFSで考えていただきたいな。
0:58:58	やることをやらないといった時言ってませんので、
0:59:02	はい、規制庁閉じられたという理解でいいますか。はい、すいません、ありがとうございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:10	まだちょっと今日の主題で次第でございますはい今のところのポイントは更新がちゃんと行われるとそれに対してちゃんと我々として対応することなくちゃいけないこと。
0:59:21	そこがちゃんとを更新しているかできるのために必要なことをちゃんとやるんだよということが何かわかるようなことを書くということがポイントだというふうに理解いたしました。それを踏まえてちょっとまずは補正前ですまず申請書の考えたいと思います。ありがとうございます。
0:59:38	規制庁の石井ですよろしくお願いしますかもう今に関連してちょっと 1 点だけ、これをシンプルな確認なんですけど、資料の中で、今金属キャスク意外とする金属キャスクという今二段表にしていただいてるんですが、工事の留意事項としていいから遠地は
0:59:57	記載した上で新たなIO金属キャスクの工事の方法の留意事項に記載するというふうに理解しておけば、理解でよろしいでしょうか。
1:00:08	はい、RFS東京フルヤです。先ほど御指導のあった通りですねそこら辺はただ何だ、同じだけじゃなくて、書き下した上で表現します。以上です。
1:00:21	規制庁石井です。よろしくお願いします。
1:00:25	それから、ちょっとすみません後から出戻ってしまうんですが 1 ポツの(3)の概要でちょっと御質問、質問させてもらいたいんですけれども、
1:00:36	ポストも記載の中に分割第 1 回申請に関係しない事項及び説明基本設計方針はっていうふうな記載があって、これは電気設備他人事更新防止設備、それから換気設備以外の設備ということを意識しているというふうに理解すればよろしいでしょうか。
1:01:00	すみません、ちょっと聞き漏らしましたらもう一度お願いできますか。やっぱ所が 1 ポツのところに分割第 1 回申請に関係しない事項及び設備の基本設計方針はと記載されてるんですがここで一遍設備というのは、前からオザキも言っているその電気設備人の不法侵入
1:01:18	簿等防止設備及び換気設備以外というふうに、そちらはいいとして書いてるという理解でよろしいですか。
1:01:26	はい。Rmスギヤマですと設備に関しては今回その基本設計方針に関わるような設備でイシイさんがおっしゃったエコ 3 項目以外のところの設備を対象としています。
1:01:41	規制庁石井です。わかりました。そそう例を踏まえた上で、ここで言っている事項っていうのは何か具体があるんでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:51	はい。パレスむつスギヤマでそういう言葉のちょっと使い方選び方が間違ったかもしれませんけども、基本的には自然現象いえ減少の話とか、基本設計方針に書かれるようなことということで、都会
1:02:06	二名でしつくっているというような状況です。
1:02:12	規制庁の石井です。それは例えば自然現象でいう、何か今回追加をちょっと考えている部分でいったら、
1:02:23	何かあります。
1:02:26	追加になるところはファンクションですね。
1:02:31	竜巻が追加になって、
1:02:33	ならない。
1:02:35	まずは
1:02:36	問題はないか。
1:02:42	第 1 回分割し、アルファシステムズスギヤマです。第 1 回分割申請で申請していないような事項が対象になるということを自然現象等があれば、場所になるということで考えています。
1:02:56	規制庁の施設具体はないという
1:03:00	本当ですか。
1:03:02	具体が何なのか拾えの知りたかったんですけど。
1:03:06	ポイント。
1:03:13	全部全部っていう
1:03:18	今回のやつ全部足しますとしか書いてないんじゃない。ぜひ左側 22 年たっつった。
1:03:24	うん。
1:03:25	あれもスギヤマですねポツ(3)のaポツに関しましては、これはあくまでも比較ですけども平成 22 年度に出しているもので、第 1 回に達してないもの。
1:03:36	の話を記載してほしているというような状況になっていうと今回へと出すような等自然現象の対象から
1:03:44	それから、
1:03:47	設備関係、鋭意が対象になってくるということでイメージして作って、
1:03:52	あくまでも前後の比較表を作るという意味合いでいうと記載している内容になっております。
1:03:58	規制庁の審査容積に基本設計方針の比較表の中で、
1:04:03	は、周辺設備ということではなくて、何か追加しなきゃいけない事項があったときの事項というのを、
1:04:10	意味してるということです。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:12	はい。RISのスギヤマです。そのような理解でよろしいと思います。
1:04:18	終わりますと、
1:04:32	オザキた私の方から以上です。1 ポツは、さっき話を聞いた上で理解しましたので大丈夫。
1:04:40	はい。
1:04:42	じゃあ、規制庁側なりあれすごくからほかに面となり質問とかありますでしょうか。
1:04:52	はい、RFS東京フルヤですね、今日は本日トピックスとしては、話が上がらなかったんですが、1 プラント試料Bお願いします。
1:05:08	Bですね、前回と同じみたいな表層の表現はご指摘もございましたので理解しました。ただこの資料の 3 ページ目一番最後のページ許可整合の我々の案として
1:05:23	よろしくないものがついてしまっています。で、かつ、これはすでに認可済みの大分割第 1 回申請と同じような方針のもとを記載するの考え方もまとまっていますので、この 3 ページ目については本日の相談資料から削除したいと思っています。以上です。
1:05:49	はい。
1:05:50	結果として、
1:05:51	協議したとした。
1:05:56	ちょっと私、
1:05:57	確か。
1:06:03	規制庁コサクですけど、この資料は 7 日でしたっけ、どっかですでに計上受けて、ホームページにも公開しているという状態ですけど、今の削除っていうのはどういう
1:06:16	ことっていうお考えなんでしょうか。
1:06:21	はい、RFS東京フルヤです。我々音響の相談事項。
1:06:28	とはしないということにしたいと考えていましたが、いかがでしょうか。
1:06:34	規制庁コサクですけど、それであればそれでいいかと思います。そういうのは、できたら一番最初にそういうふうに言っていただいてから便覧の話を進めたらよかったなと思いますけど、以上です。はいRFS東京フルヤですね、承知いたしました。ただ、
1:06:53	冒頭ですねイシイ佐賀の中っていう話があと何か人数の確認から始まってしまってこれなくなっちゃったんで、すみません。区長はあるのもどうしようかなと思ったんですが、認識が合っていればよろしいので。趣旨了解しました。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:08	規制庁の石井です。すいませんあの手順をちょっとうまく進められなくて、そういう意味で、こちらから話した通り、
1:07:17	特にこれ今回ちゃいけないということではないですね、相談事項として、
1:07:23	起きますという理解をしたんですがそれでよろしいでしょうか。
1:07:27	はい、RFS東京フルヤです。その理解で問題ないです。
1:07:31	規制庁の石井です。了解しました。
1:07:35	他ありフェイス側から何かコメント等ございます。ありますか。
1:07:43	確認事項。
1:07:45	よろしいでしょうか。
1:07:48	うちだれ東京側のところにございません。
1:07:52	定数調べずAM当社側特にございません。
1:07:58	規制庁の石井です。わかりました。規制庁側で何か追加で確認しておきたいことありますか、規制庁の妥結を 1 点確認させていく脱退一時の行政面談を踏まえて、具体的な次回の申請時期っていうのは 1mぐらいをめどにされているっていう聞いていただけますでしょうか。
1:08:22	アカサカです。マイクがないところでしゃべるか上ったんですけど。
1:08:28	ちょっと思った以上にですねボリュームが増えるだろうなっていう感じはしています。
1:08:34	今までだと私ども全部代替に 2 回同じという記載にしようと思ってましたので、その分ですね、
1:08:41	第 1 回申請上そのままコピーで特になきゃいけない物量作業が増えるというのが一つ。
1:08:47	あとそれ以前にですね日本原電さんとの調整も必要だということになりましたので、
1:08:51	ちょっとここでええと思ってたより多数延びるだと思ってますんで、当初ですね私ども 9 月に申請したいということを言ってましたけど、10 月になってしまうかなということを今、
1:09:04	思ってるところでちょっとですね日本原燃さんと調整した結果を踏まえてですね、改めてスケジューリングを引いてみてですね。そっからまたご相談させていただければと思いますから、10 月頭第 1 種第二種そこら辺、
1:09:18	5 めさせてリスク。
1:09:20	リスケしたいと思います。以上です。こうした規制庁も妥結状況理解しましたじゃあちょっとまた改めてスケジュール感を定義して、またご連絡をいただけますでしょうか。
1:09:35	了解しました。はい、ありがとうございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:39	ほかに特にコメントなければ、今日はこれで終わると思いますがよろしいでしょうか。
1:09:47	はい、ありがとうございます。
1:09:49	特にないようなのでこれで今日の行政に終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。